

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		スマート農業技術等を活用した生産性の高い食料供給体制の確立に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 01) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
② 上記以外の税目		(所得税:外)(国税 01) (登録免許税:外)(国税 01) (住民税:外(自動連動))(地方税)	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
《要望の内容》 スマート農業技術の活用を促進するための法整備を前提に、同法の生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等、農業者等の生産方式革新事業活動の促進に資する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者が、一定の基準に適合した生産方式革新事業活動用資産等の取得をして、生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その取額価額に次の償却率を乗じた金額の特別償却ができる。 ① 認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち農業の生産性の向上に著しく資するもの 32% (建物及びその附属設備並びに構築物については、16%) ② 認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械及び装置のうち、生産方式革新事業活動の促進に特に資するもの 25%			
《関係条項》 —			
5	担当部局		農林水産技術会議事務局 研究調整課、研究推進課 農産局 技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年12月～令和6年3月 分析対象期間:令和6年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		法施行後～令和9年3月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の116万人から30万人にまで減少することが見込まれ、人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の活用による生産性の高い農業への転換を図る必要がある。 「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策

		の内容」(令和5年 12 月 27 日第5回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)において、 ① 国が主導で実装まで想定した重点開発目標を明確にした上で、これに沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発等を促進するとともに、 ② 生産現場においても、スマート技術の活用を支援するサービス事業者等と連携しながら、スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換を促すため、これらを税制・金融等により一体的に支援できるよう、令和6年の通常国会への提出も視野に、法制化を進めることとされている。 これを踏まえ、本租税特別措置により、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用を促進することで、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日第4回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定) Ⅱ 政策の新たな展開方向 3 農業の持続的な発展 (5)生産性の向上に資するスマート農業の実用化等 特に人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、 ① スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機構を中心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、 ② 生産者・農協、サービス事業者、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売が一体でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革(栽培体系の見直し、サービス事業者の活用等)などの取組を促進する 仕組みについて検討する。 ○「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容(令和5年 12 月 27 日第5回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定) (5)生産性の向上に資するスマート農業の実用化等 スマート農業については、人口減に伴う農業者の急減が見込まれる中で、実用化を加速するため、展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 ① 技術の研究開発の段階では、国が主導で実装まで想定した重点開発目標を明確にした上で、これに沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発等を促進する。 ② 生産現場においても、スマート技術の活用を支援するサービス事業者等と連携しながら、スマート技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換を促す。 さらに、これらを税制・金融等により一体的に支援できるよう、令和6
--	--	---

			年の通常国会への提出も視野に、法制化を進める。										
	②	政策体系における政策目的の位置付け	(大目標) 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 (中目標) 農業の持続的な発展 (政策分野) 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 2－⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進 2－⑪ イノベーション創出・技術開発の推進										
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置により、農業者等による生産方式革新事業活動等の促進により、令和 12 年度までにスマート農業技術の活用割合を50%にする目標に基づき、令和8年度までにスマート農業技術の活用割合を 33%にする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生産方式革新事業活動に取り組む農業者等並びに生産方式革新事業活動を促進する措置を実施するスマート農業技術活用サービス事業者及び食品等事業者について、本租税特別措置を講ずることにより、当該事業活動による生産性向上に資するために必要な投資を促し、事業活動の初期時点における所得等を安定させるものである。このことにより、農業者等のスマート農業技術の活用を促進することを狙いとするものである。										
10	有効性等	① 適用数	単位: 件 <table><tr><td></td><td>令和6年度 (見込)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用数</td><td>32</td><td>66</td><td>66</td></tr></table> ※令和6年度～令和8年度の適用数(見込)は、本租税特別措置の活用が想定される主なスマート農業技術を踏まえて推計した。詳細は別添参照。				令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	適用数	32	66	66
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)										
適用数	32	66	66										
	② 適用額	単位: 百万円 <table><tr><td></td><td>令和6年度 (見込)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用額</td><td>267</td><td>716</td><td>716</td></tr></table> ※令和6年度～令和8年度の適用額(見込)は、設備投資が想定されるスマート農業機械等の価格等を踏まえて設備投資額を算出した。				令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	適用額	267	716	716	
	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)										
適用額	267	716	716										

③	減収額	単位:百万円			
			令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
		法人税	40	122	122
		法人住民税	3	9	9
		法人事業税	26	69	69
		※令和6年度～令和8年度の減収額(見込)は、適用額にそれぞれの税率を乗じて算出した。			
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》			
		人口減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術による生産性の高い農業への転換を図ることが必要となっている。			
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》			
		本租税特別措置は、スマート農業技術の導入と併せて新たな生産の方式の導入を行う農業者等に対して、その課税負担を軽減するものであり、農業者等のスマート農業技術の活用を促進する効果がある。			
			令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
		スマート農業技術 の活用割合	27%	30%	33%
⑤	税収減を是認する理由等	本特例措置の減収見込額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。			
		＜経済波及効果の試算＞			
		経済波及効果については、下表の投資額(＝適用額)を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。			
		単位:百万円			
			令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
		減収額	68	200	200
		投資額	1,064	2,852	2,852
		経済波及効果	1,410	3,601	3,601
		※経済波及効果の算出には、「平成 27 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列数(98 部門)を使用。			
		※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。			

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置については、農業者等がスマート農業技術の活用に必要な設備投資を促進するとともに、農業者等による生産方式革新事業活動を促進する措置を行うスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者による設備投資を促進するものである。 スマート農業技術の活用の促進に資する投資を幅広く促進するためには、対象とする者や設備等が限定される補助事業では不十分であり、必要な設備等の導入を計画的に行う意欲と能力のある農業者等の計画を認定した上で、幅広く支援できる税制措置を講ずることが政策手段として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	関連する予算として、「スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策」があるが、これはスマート農業技術に係る研究開発予算であって、農業の現場にスマート農業機械を導入するための予算ではない。また、「農地利用効率化等支援交付金」をはじめとした機械導入等を支援する予算があるが、これらには一般的な農業機械も対象としており、スマート農業技術の導入に特化したものではない。このため、いずれもスマート農業技術に係る設備投資を幅広く促進するためには不十分である。 生産方式革新事業活動を伴うスマート農業機械への投資を計画的に行おうとする意欲と能力のある農業者等や、それらを促進しようとするスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を広く支援できる本特例措置と一体的に講じることが政策効果の拡大につながる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者等や、これに関連するスマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者を支援することは、農業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○減税見込み額積算資料

1. 減税見込額積算

※令和6年度、令和7年度及び令和8年度の適用件数及び減収額は、設備投資が想定されるスマート農業機械等の価格等をもとに推計。

(令和6年度推計)

・法人税

(i) 適用数：32件

スマート農業機械等の導入が想定される以下のケースの計画認定件数を累計

(主なもの)

- ・自動収穫ロボット：実用化段階にあるキャベツ、ブロッコリー収穫機について、それぞれの主産各5県の半分が計画を策定（2種×5県×1／2＝5件）
- ・ロボットトラクタ、ロボットコンバイン、ロボット田植機：主に取組が想定される中山間農業地域率が約8割以上の3県で各種1件ずつ計画を策定（3種×3県＝9件）
- ・直播ドローン：直播ドローンへの切り替えが容易な無人ヘリ活用直播実施面積10ha以上の6県で計画を策定（6件）

等

※スマート農業技術の活用を促進するための法律の施行時期を勘案し、令和6年度の適用数は令和7年度及び令和8年度推計の半分程度と推計。

(ii) 取得価額：1,064百万円

導入が想定されるスマート農業機械等の取得価額（33.3百万円） × 適用数

(iii) 適用額：267万円

- a 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置
機械装置及び器具備品

304百万円（取得価額）×32%（特別償却率）＝ 97.3百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

227百万円（取得価額）×16%（特別償却率）＝ 36.3百万円

- b 生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

533百万円（取得価額）×25%（特別償却率）＝ 133.3百万円

(iv) 減収額：40百万円

- a 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置
機械装置及び器具備品

97.3百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝ 14.6百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

36.3百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝ 5.5百万円

- b 生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

133.3百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝ 20百万円

・法人住民税

(i) 適用件数：32 件

(ii) 取得価額：1,064 百万円

(iii) 適用額：267 百万円

(iv) 減収額：3 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に 7 %（都道府県 1 %、市町村 6 %）の税率を乗じて試算した。）

$$40 \text{ 百万円} \times 7 \% = 3 \text{ 百万円}$$

・法人事業税

(i) 適用数：32 件

(ii) 取得価額：1,064 百万円

(iii) 適用額：267 百万円

(iv) 減収額：26 百万円

- a 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置
機械装置及び器具備品
法人事業税（地方税）

$$304 \text{ 百万円（取得価額）} \times 32 \% \text{（特別償却率）} \times 7 \% \text{（法人事業税率）} = 6.8 \text{ 百万円}$$

特別法人事業税（国税）

$$6.8 \text{ 百万円} \times 37 \% \text{（特別法人事業税率）} = 2.5 \text{ 百万円}$$

建物及び建物附属設備並びに構築物

法人事業税（地方税）

$$227 \text{ 百万円（取得価額）} \times 16 \% \text{（特別償却率）} \times 7 \% \text{（法人事業税率）} = 2.5 \text{ 百万円}$$

特別法人事業税（国税）

$$2.5 \text{ 百万円} \times 37 \% \text{（特別法人事業税率）} = 0.9 \text{ 百万円}$$

- b 生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

法人事業税（地方税）

$$533 \text{ 百万円（取得価額）} \times 25 \% \text{（特別償却率）} \times 7 \% \text{（法人事業税率）} = 9.3 \text{ 百万円}$$

特別法人事業税（国税）

$$9.3 \text{ 百万円} \times 37 \% \text{（特別法人事業税率）} = 3.5 \text{ 百万円}$$

（令和 7 年度、令和 8 年度推計）

・法人税

(i) 適用数：66 件

スマート農業機械等の導入が想定される以下の計画認定件数を累計
（主なもの）

- ・自動収穫ロボット：実用化段階にあるキャベツ、ブロッコリー収穫機について、それぞれの主産各5県が計画を策定（2種×5県×＝10件）
- ・ロボットトラクタ、ロボットコンバイン、ロボット田植機：主に取組が想定される中山間農業地域率が約8割以上の3県で各種2件ずつ計画を策定（3種×3県×2＝18件）
- ・直播ドローン：直播ドローンへの切り替えが容易な無人ヘリ活用直播実施面積10ha以上の6県で2件ずつ計画を策定（6県×2＝12件）

等

（ii）取得価額：2,852百万円

導入が想定されるスマート農業機械等の取得価額（43.2百万円） × 適用数

（iii）適用額：716百万円

a 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置
機械装置及び器具備品

中小企業 608百万円（取得価額）×32%（特別償却率）＝194.6百万円

大企業 24.3百万円（取得価額）×32%（特別償却率）＝7.8百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

454百万円（取得価額）×16%（特別償却率）＝ 72.6百万円

b 生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

中小企業 1,066百万円（取得価額）×25%（特別償却率）＝266.5百万円

大企業 700百万円（取得価額）×25%（特別償却率）＝175百万円

（iv）減収額：122百万円

a 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置
機械装置及び器具備品

194.6百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）

+7.8百万円（適用額）×23.2%（大企業法人税率）＝ 31.0百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

72.6百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）＝ 10.9百万円

b 生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

266.5百万円（適用額）×15%（中小企業法人税率）

+175百万円（適用額）×23.2%（大企業法人税率）＝ 80.6百万円

・法人住民税

（i）適用数：66件

（ii）取得価額：2,852百万円

（iii）適用額：716百万円

（iv）減収額：9百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県1%、市町村6%）の税率を乗じて試算した。）

122百万円×7%＝9百万円

・法人事業税

(i) 適用数 : 66 件

(ii) 取得価額 : 2,852 百万円

(iii) 適用額 : 716 百万円

(iv) 減収額 : 69 百万円

- a 生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等を対象とした措置
機械装置及び器具備品

法人事業税 (地方税)

632.3 百万円 (取得価額) $\times$ 32% (特別償却率) $\times$ 7% (法人事業税率)

= 14.2 百万円

特別法人事業税 (国税)

14.2 百万円 $\times$ 37% (特別法人事業税率) = 5.2 百万円

建物及び建物附属設備並びに構築物

法人事業税 (地方税)

454 百万円 (取得価額) $\times$ 16% (特別償却率) $\times$ 7% (法人事業税率)

= 5.1 百万円

特別法人事業税 (国税)

5.1 百万円 $\times$ 37% (特別法人事業税率) = 1.9 百万円

- b 生産方式革新実施計画の認定を受けたスマート農業技術活用サービス事業者、食品等
事業者を対象とした措置

機械装置及び器具備品

法人事業税 (地方税)

1,766 百万円 (取得価額) $\times$ 25% (特別償却率) $\times$ 7% (法人事業税率)

= 30.9 百万円

特別法人事業税 (国税)

30.9 百万円 $\times$ 37% (特別法人事業税率) = 11.4 百万円

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	① 投入部門 (金額)	② 投入部門 (金額)	③ 投入部門 (金額)
令和 6 年度	農業用機械 (437)	その他の機械 (400)	建築・建設補修 (227)
令和 7 年度	農業用機械 (898)	その他の機械 (1500)	建築・建設補修 (454)
令和 8 年度	農業用機械 (898)	その他の機械 (1500)	建築・建設補修 (454)